

# ピーエス・コンストラクション株式会社 定款

## 第1章 総 則

(商号)

第 1 条 本会社はピーエス・コンストラクション株式会社と称する。

英文では PS Construction Co., Ltd. とする。

(本店の所在地)

第 2 条 本会社は本店を東京都港区に置く。

(目的)

第 3 条 本会社は次の事業を行うことを目的とする。

1. プレストレスト・コンクリート工事の請負ならびに企画、設計、施工監理
2. 土木一式工事、建築一式工事の請負ならびに企画、設計、施工監理
3. 土木建築構造物の維持、補修に関する事業
4. 前各号に関する調査、測量、技術指導の請負、受託およびコンサルティング業務
5. プレストレスト・コンクリート製品およびプレカスト・コンクリート製品の製造、販売ならびにそれらの製造用具および附属資材部品の製作、販売
6. プレストレスト・コンクリート工事用機械器具その他建設用機械器具の設計、製作、販売および賃貸
7. 鉱物の採掘およびその請負
8. 不動産の売買、賃貸およびそれらの仲介ならびに所有管理
9. 運送業および倉庫業
10. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務ならびに自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
11. 前各号に関連ある一切の業務

(公告方法)

第 4 条 本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 本会社の発行可能株式総数は11,000万株とする。

(自己株式の取得)

第 6 条 本会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 本会社の 1 単元の株式数は100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第 8 条 本会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すこと（以下「買増し」という。）を本会社に請求することができる。

- ② 前項の請求があった場合において、本会社が売渡すべき数の株式を有しないときは、本会社は前項の請求に応じないことができる。

(単元未満株主の権利制限)

第 9 条 本会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 本会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。
- ③ 本会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、本会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第 11 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等および手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第 12 条 本会社は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項にかかわらず必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とするすることができる。

## 第3章 株主総会

(招集)

第13条 定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、あらかじめ取締役会において定めた順序により、取締役が招集する。

- ② 株主総会においては、あらかじめ取締役会において定めた順序により、取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 本社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 本社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付申請をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、本会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名して、これを10年間本店に、その謄本を5年間支店に備置く。

## 第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第19条 本社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 20 条 本会社の取締役は15名以内とする。

(取締役の選任)

第 21 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 23 条 本会社は、取締役会の決議によって取締役会長1名、その他取締役会が必要と認める役付取締役を選定することができる。

- ② 取締役会はその決議によって、代表取締役を選定する。
- ③ 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

(取締役会の招集権者および議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会において定めた順序により、取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、これを短縮することができる。

- ② 取締役および監査役全員の同意があるときは招集手続きを省略することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 本会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名して、10年間本店に備置く。

(取締役会規程)

第 29 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 30 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 31 条 本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(執行役員)

第 32 条 本会社は、取締役会の決議によって、執行役員を定め、業務を分担して執行させる。

- ② 取締役会は、その決議により、執行役員の中から社長執行役員を選定するほか、その他の役付執行役員を選定することができる。

## 第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第 33 条 本会社は監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 34 条 本会社の監査役は 4 名以内とする。

(監査役の選任)

第 35 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 36 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 37 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 38 条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 39 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 40 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規則)

第 41 条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第 42 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 43 条 本社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 本社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 44 条 本社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 45 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 46 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 47 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 48 条 本会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(期末配当)

第 49 条 本会社は、株主総会の決議によって、期末配当を行うことができる。

- ② 本会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項第 2 号乃至第 4 号に定める事項については、災害等の不測の事態により、株主総会を開催することが困難であると取締役会が判断した場合に、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(中間配当)

第 50 条 本会社は、取締役会の決議によって、剰余金の配当（以下「中間配当」という。）をすることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 51 条 本会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

- ② 本会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

(期末配当金等の除斥期間)

第 52 条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満 5 年を経過しても受領されないときは、本会社は支払の義務を免れる。

- ② 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。